

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年1月7日（平成27年（行個）諮問第4号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行個）答申第219号）

事件名：本人が行った審査請求に対する近畿運輸局の弁明書の提出に係る文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報21（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12につき、別紙の2に掲げる文書1-①ないし文書12-②に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定して一部開示し、請求保有個人情報13ないし請求保有個人情報18及び請求保有個人情報21につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報19及び請求保有個人情報20につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした各決定については、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成22年6月29日付け近運総広第28号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同第28-2号による不開示決定（以下「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 文書1-③は、添付書類がなければ起案できないし、決裁も出来ない。添付書類には、供覧者・決裁者及び起案者の説明のメモなどが記載されているはずである。添付書類（仕切り紙もある）の開示を求める。

「次案のとおり国土交通大臣あて提出してよろしいか伺う」となっている。次案の弁明文書には、別添（1～16及びその他複数）が明記されている。この別添なしで決裁を受けることなどあり得ない。この旨は、2010年6月20日付けの補正通知の回答に明記している。

しかし、平成22年6月1日付け近運総広第20号では、「起案文書『弁明書案部分』の構成につきましては、本省担当者とは電話にてやりとりしており、メモもその都度破棄しています（誰が確認したのか）。また、電話した日時は記録がないため特定できません。案についてはパソコンの中で、上書き保存を繰り返しての作業であったため、・・・計9枚です」とパソコンで上書き保存を繰り返したものでない旨注げている。

補正通知の回答で、別添がある旨回答をしているにも関わらず、近畿運輸局長は、市民を馬鹿にした開示又は不開示の処理をしている（開示もなければ不開示決定もない）。

なお、弁明書は「棄却」の裁決を求めている。これは、平成20年8月11日に近畿運輸局長が、「送付が遅れていることにお詫びする」・「送付の遅れている8文書については、当方で郵便為替を切手に換え、近日中に送付させていただきます」と文書で回答していることに矛盾し、屁理屈の理由を付けている。審査請求人を馬鹿にしたものである。

弁明書の「棄却」の裁決を求め、開示のあった起案の弁明書からでは、4,500円の開示実施手数料を納付しているのに、永久に開示の実施がなされないことになる（弁明書で、「開示の実施ができないものであり」と明記している）。近畿運輸局の事務処理や考え方に疑問を感じ、憤りを覚える。

これら、弁明書は、添付資料6項目に基づき、総務課長や決裁権者が指示しなければ起案できないし、決裁できない内容である。決裁も添付資料から矛盾するのである。

(2) 文書2-⑥ないし文書2-⑩は、行政文書を送付となっている。補正通知の回答や担当からの連絡でも送信行政文書の特定と開示決定は必要である旨回答済みであり、かつ、開示実施申出するかどうかは、開示請求人の権利に属する問題であるので、送付した行政文書名と枚数の開示決定を求める。

なお、文書2-⑥は、第52号と第53号は、別々に開示実施申出をしている（申出日が違う）。そして、別々に処理を近畿運輸局長に申し出ている。

何故これを無視して、権限のない担当が処理しているのか、明確にされたい。

他の行政文書の送付も同じであるが、「情報公開に関すること」は、総務部長の専決であり、近畿運輸局長名でしか処理できない（近畿運輸局次長等委任及び専決規程より）。

担当が規定違反したから、関係文書は不存在である旨明確に回答を求める。別途規定違反でない根拠なり決裁なりあるなら、開示を求める。

また、文書 2-⑧において、開示決定の文書名にない、「平成 19 年 10 月 11 日付け近運総広第 86 号に係る補足事項」と称した文書 1 枚が併せて送付あった。第 86 号の開示決定枚数は 79 枚であるが、この補足事項と併せて、送信の開示枚数は 79 枚である。

補足事項のことについては、補足事項の説明をしてほしい旨告げたが、いまだ説明がない。

開示枚数が足りないのであるから、送信文書を特定し開示決定を求めている。改めて、開示決定を求める。

なお、第 86 号の開示決定通知書は、開示する行政文書名は 10 件あるが、開示枚数の内訳は記載されていなく、合計 79 枚開示となっていることを申し添える。

- (3) 請求保有個人情報 4 については、近畿運輸局文書管理規則実施細則において（国土交通大臣が定めた地方運輸局等文書管理規則も同じ）、「親展文書を受領したときには、速やかにこれを名あて人に配布しなければならない」と規定されている。文書特定連絡段階で、そのようにされていないような回答があった。

名あて人に配布した記録があれば、開示を求める。なお、していないのであれば、規定違反をして記録がない旨を明記し不開示である旨回答を求める。

- (4) 請求保有個人情報 13 については、「権限の明文はありません」と理由に明記しているが、「近畿運輸局次長等委任及び専決規程」に、総務課長には委任事項はない。また、専決事項もこの関係はない。については総務課長には、権限は委任も専決もないという明文がある。どこを持って、「権限の明文はありません」といえるのか。

については、総務課長が権限違反の処理をしたため、総務課長権限関係文書不存在である旨明記し不存在と訂正されたい。

- (5) 請求保有個人情報 18 については、収入印紙の消印は、弁明書提出の平成 21 年 9 月 24 日現在されていない（弁明書添付書類で明らか。添付略）。

消印する旨の決裁も取っていないのか？

為替換金処理の決裁日の平成 22 年 3 月 26 日（同日に切手に換えて規定違反して、担当から送付されている日）ではないのか。

覚えていないのではなく、消印の処理の規定があるはずである。勝手に消印できるものではない。「消印者も覚えておりませんでした」との回答は、信じることは出来ない。

なお、第 54 号に係る開示決定申出書の受理日は、平成 19 年 7 月 30 日となっている。規定及び通常処理の消印の規定などについて説明を求める。理由が明確なら決裁など不要となる？決裁も取っていないので

あれば、その旨を理由として文書不存在の明記を求める。

(6) 請求保有個人情報19については、2010年6月10日に関係文書(別添3-1。添付略)を示しているとおおり、2年半に渡って、開示実施手数料を収入印紙で納付しているにも関わらず、放置されている。平成18年の事例では、私の開示実施手数料込みの内訳を付け実績が作成されている。前述の収入印紙の消印に関連することでもあり、個人名が明確に記載されており、不開示決定の理由は不当である。この関係の一切の開示を求める。

(7) 請求保有個人情報20については、開示請求個人情報は含まれていないことを理由に、不開示を決定しているが、開示請求関係・開示決定申出書受理日・手数料・請求受付番号などは、個人を特定できるものとして、(別添6・7。添付略)のとおり、過去から開示されてきた。

また、本省においても開示されてきた。8件の開示を求める。

突然、どの様な理由で不開示決定の項目に当たるのか明確にされたい。

近畿運輸局が、いつ受付をして、主務課はどこで、主務課の処理がどのようになされ、開示決定の決裁がいつなされ、開示決定通知書がいつ発送され、開示決定申出書受理日がいつで、写しの送付の送付月日がいつなのかが知りたいのである。平成19年7月30日に申出書を受理しているながら、2年半放置していた記録を得たいのである。

よって、8件の開示を求める。

(8) 請求保有個人情報21については、開示文書が不存在はありえない。

開示決定にて明確に不在でなく、ありとして決定したものである。

「送付済みのため、開示文書はありません。」の理由は、理由にならない。近畿運輸局に原本はあるはずである。

開示実施申出をするかどうかは、開示請求者の権利である。前述にも開示を求めているケースがあるが、開示決定枚数と送付枚数及び開示決定文書名以外の物が送付されてきた。

そして、開示決定枚数より1枚少なかったことを指摘している。この分については、開示決定を求め、開示文書の送付を求める予定である。

また、8件の開示文書送付文の文書特定をし、開示決定を求める。

なお、開示実施申出は当方の権利であることを申し添える。

(9) 近畿運輸局長からの補正通知書に対する、2010年6月10日付け及び2010年6月20日付けの、近畿運輸局長あて、補正通知に対する回答(別添3・4。添付略)も、本件の意見であることを付け加えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる本件

請求保有個人情報の開示を求めてなされたものである。

- (2) これを受けて、処分庁は、請求保有個人情報 1 ないし請求保有個人情報 1 2 につき本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示した決定（処分 1）を行い、併せて請求保有個人情報 1 3 ないし請求保有個人情報 2 1 については、これを保有していないなどとして不開示とする決定（処分 2）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、開示請求した保有個人情報の全ての開示を求めて、国土交通大臣に対し、本件審査請求を提起した。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 文書 1 - ③は、添付文書がなければ起案できないし、決裁も出来ない。添付書類には、供覧者・決裁者及び起案者の説明のメモなどが記載されているはずである。添付書類の開示を求める。
- (2) 文書 2 - ⑥ないし 2 - ⑩は、（開示）行政文書（に係る手数料等）を送付（する文書）となっている。補正通知の回答や担当からの連絡でも送付行政文書の特定と開示決定は必要である旨回答済みであり、かつ、開示実施申し出するかどうかは、開示請求人の権利に属する問題であるので、送付した行政文書名と枚数の開示決定を求める。  
また、文書 2 - ⑧において、開示決定の文書名にない、「平成 19 年 10 月 11 日付け近運総広第 86 号に係る補足事項」と称した文書 1 枚が併せて送付あった。第 86 号の開示決定枚数は、79 枚であるが、この補足事項と併せて、送付の開示枚数は 79 枚である。補足事項のことについては、補足事項の説明をしてほしい旨告げたが、いまだ、説明がない。
- (3) 請求保有個人情報 4 については、近畿運輸局文書管理規則実施細則において、「親展文書を受領したときには、速やかにこれを名あて人に配布しなければならない」と規定されている。名あて人に配布した記録があれば、開示を求める。
- (4) 請求保有個人情報 1 3 については、「権限の明文はありません」と（不開示）理由に記載しているが、「近畿運輸局次長等委任及び専決規程」に、総務課長には、委任事項はない。また、専決事項もこの関係はない。ついては総務課長には、権限も委任も専決もないという明文がある。どこを持って、「権限の明文はありません」といえるのか。
- (5) 請求保有個人情報 1 8 については、収入印紙の消印は、弁明書提出の平成 21 年 9 月 24 日現在されていない。消印の規定について説明を求める。
- (6) 請求保有個人情報 1 9 については、2 年半に渡って、開示実施手数料

を収入印紙で納付しているにも関わらず、放置されている。平成18年の事例では、私の開示実施手数料込みの内訳を付け実績が作成されている。前述の収入印紙の消印に関連することでもあり、個人名が明確に記載されており、不開示決定の理由は不当である。この関係の一切の開示を求める。

- (7) 請求保有個人情報20については、開示請求個人情報は含まれていないことを理由に、不開示を決定しているが、開示請求関係・開示決定申出書受理日・手数料・請求受付番号などは、個人を特定できるものとして、過去から開示されてきた。突然どのような理由で不開示決定の項目に当たるのか明確にされたい。
- (8) 請求保有個人情報21については、開示文書が不存在はありえない。「送付済みのため、開示文書はありません。」の理由は、理由にならない。近畿運輸局に原本はあるはずである。

### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記2のとおり、審査請求人は原処分における文書特定及び不開示理由について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

#### (1) 文書1-③の文書特定の妥当性について

文書1-③は、平成21年9月24日付け近運総広第73号に係る起案文書である。

審査請求人は、添付書類には、供覧者・決裁者及び起案者の説明のメモなどが記載されているはずであり、添付書類の開示を求めると主張している。

諮問庁において当該起案文書を見分したところ、審査請求人から請求のあった不作為についての審査請求に対し、弁明書を審査庁に提出するための決裁文書であると認められる。当該文書は、起案文書、弁明書案及び弁明書（写し）で構成されている。

そこで、処分庁が当該起案文書を作成した当時の担当者に確認したところ、当該弁明書案を作成するため下書きメモを作成したが、弁明書案を作成した後廃棄したと説明があった。

この点、処分庁の説明に不自然な点は認められず、説明を覆すに足る特段の事情も見当たらない。よって、開示した文書1-③の他に添付書類を処分庁が保有していないことに不自然・不合理な点は認められない。

念のため、処分庁に対し、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が主張する文書の存在は確認できなかった。

#### (2) 文書2-⑥ないし文書2-⑩の文書特定の妥当性について

文書2-⑥ないし文書2-⑩は、平成22年3月10日付け国広情第324号（裁決書。以下「324号裁決書」という。）に係る処理状況

の一切に関する書類の「送付」に係る文書である。

本件審査請求書によると、審査請求人は、補正通知の回答や担当からの連絡でも送付行政文書の特定と開示決定は必要である旨回答済であるので、送付した行政文書名と枚数の開示決定を求めるとしており、当該主張は開示決定の際に枚数の教示を行い、開示実施を希望するか否かを審査請求人に対し確認することを求めているものと解される。

諮問庁としては、そもそも当該主張は、処分庁が行った過去の処分に対するものであって採用することができないが、念のため開示した文書 2-⑥ないし文書 2-⑩を確認したところ、原処分に係る開示決定書別紙に記載の文書名及び枚数と相違ないことが確認された。

また、審査請求人は、文書 2-⑧について、開示文書名と異なる文書の開示がなされた旨を主張しているが、当該主張も処分庁が行った平成 19 年の別件処分に対するものであって、原処分の文書特定と何ら関係がないため、当該主張は失当である。

#### (3) 請求保有個人情報 4 に係る文書特定の妥当性について

請求保有個人情報 4 は、平成 22 年 3 月 21 日付け近畿運輸局長あて審査請求人からの文書「324号裁決書に係る行政文書の取り扱いについて（要求及び照会）」及び「親展文書の取り扱いについて（お願い）」の受付から処理・取扱いについての記録に係る文書である。

諮問庁において文書 4-①ないし文書 4-④を確認したところ、2 件とも審査請求人からの近畿運輸局長あて文書であり、当該文書の受付簿である。それぞれ総務部総務課で受付印を押印した上で、総務部長まで供覧が行われている文書であって、近畿運輸局長に配布した記録は含まれていないものと認められる。

審査請求人は、近畿運輸局文書管理規則実施細則において、「親展文書を受領したときには、速やかにこれを名あて人に配布しなければならない」と規定されている。名あて人に配布した記録があれば、開示を求めると主張している。

この点、地方運輸局等文書管理規則（平成 13 年国土交通省訓令第 82 号）及び近畿運輸局文書管理規則実施細目（平成 13 年近運達甲第 3 号）には、親展文書の配布に際し配布記録を作成する旨定められていないため、近畿運輸局長への配布記録が作成されていないことに不自然な点は認められないが、そもそも、当該文書は上記規則に定める親展文書に該当するものと認められない。よって、請求保有個人情報 4 に係る文書特定に不自然・不合理な点は認められない。

#### (4) 請求保有個人情報 13 の不開示理由について

請求保有個人情報 13 は、「総務課長に近畿運輸局が送付分の不足料金を負担する権限等の一切の根拠文書等一切の開示」であり、不存在を

理由に不開示としている。

処分庁は、不開示理由として、不足料金を負担する権限の明文はないとした上で、不作為にかかる行政不服審査請求がなされた文書であり、裁決書にはすみやかに実施することが望まれるとの付言もあり、当方が不足料金を負担することで、より早い送付が可能との考えで負担したものと不開示決定通知書に明記している。

これに対し、審査請求人は、上記２（４）の主張に加えて、総務課長が権限違反の処理をしたため、総務課長権限関係文書不存在である旨明記し不存在と訂正されたいと主張している。

この点、諮問庁としては、不足料金を負担する権限の明文はないからといって、必ずしも総務課長に文書送付に係る費用の不足料金を負担する権限がないとは言えないと考えるが、処分庁が明記した不開示理由に誤りは認められないことから、改めて不開示理由を変更せよとの審査請求人の主張は採用できない。

#### （５）請求保有個人情報１８の不開示理由について

請求保有個人情報１８は、「８件の中の開示実施手数料の収入印紙を貼っている。この消印日の分かるものの一切の書類」である。当該情報は、審査請求人が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）１４条２項の規定に基づき申請し、処分庁が受理した８件の行政文書の開示実施等申出に係る情報であり、上記３（２）で述べた３２４号裁決書に記載のある文書に係る情報である。

処分庁は、不開示理由として、消印には年月日が入っておらず、消印押印者も消印日を覚えていないため、（消印の）記録もしていないため文書特定できないと不開示決定書に明記している。

これに対し、審査請求人は、請求保有個人情報１８について、収入印紙の消印は弁明書提出の平成２１年９月２４日現在されていない。消印の規定について説明を求めるとし、決裁を取っていないのであれば、その旨を理由として文書不存在を明記すべきと主張している。

通常、貼付された印紙を受領した行政機関において、担当職員が印紙を消印することにより国の収入としての会計事務処理が不要となるものと考えられるが、法及び情報公開法に係る手数料等の納付に関し、収入印紙の「消印」に係る明文の規定は存在しない。したがって、消印の決裁は必要な手続とされていない。

この点、処分庁に消印に係る決裁の有無について確認したところ、消印に係る文書管理規則等が存在しないため決裁は行っていないと説明があった。諮問庁としては、前述のとおり消印手続について明文の規定が存在せず、処分庁においても消印に係る規定が存在しない以上、処分庁

の説明は是認でき、処分庁が明記した不開示理由が誤りであるとまではいえないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(6) 請求保有個人情報 19 の不開示理由について

請求保有個人情報 19 は、総務省が行っている「行政機関情報公開法施行状況調査」の「調査票」が該当する文書である。処分庁は、当該文書には審査請求人に係る個人情報が含まれていないため、請求者を自己とする保有個人情報はないとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、前述の収入印紙の消印に関連することであり、不開示理由は不当である旨主張している。

この点、本件対象文書を見分したところ、個人情報が含まれておらず、かつ、当該文書に記載の情報のみで個人を特定することはできないことが確認されたため、審査請求人の主張は採用できない。

(7) 請求保有個人情報 20 について

請求保有個人情報 20 は、審査請求人が自己情報が記載されていると主張する開示請求進行表である。

審査請求人は、これまで開示されてきた旨を主張しているが、過去に開示された文書は行政文書として開示請求がなされたため開示されたものである。請求保有個人情報 20 に該当する文書を見分したところ、個人情報が含まれていないことが確認されたため、審査請求人の主張は採用できない。

(8) 請求保有個人情報 21 について

請求保有個人情報 21 は、審査請求人からの情報公開法に基づく開示請求に係る開示文書の送付状であり、処分庁は送付済のため開示文書（送付状）は手元にないとして不開示としている。

審査請求人は、当該説明は理由にならず、近畿運輸局に原本はあるはずと主張している。

この点について処分庁に確認したところ、審査請求人からの本件開示請求内容を精査したところ、当該送付状を含む決裁等の一式を求めるものではなく、送付状そのものの開示を求めているものであるため、当該送付状は審査請求人宛送付しているため保有しておらず、不開示としたと説明があった。

諮問庁としては、不開示理由は審査請求人に誤解を生じることのないよう記載すべきと考えるが、処分庁の上記説明は是認できるものであり、開示請求内容に照らし請求保有個人情報 21 に該当する文書が存在しないとしたことは不合理とは言えないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(9) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を

左右するものではない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年11月1日 審議
- ④ 平成29年2月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12につき、別紙の2に掲げる文書1-①ないし文書12-②に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定して一部開示する決定（処分1）を行うとともに、請求保有個人情報13ないし請求保有個人情報18及び請求保有個人情報21は保有しておらず、請求保有個人情報19及び請求保有個人情報20は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしてこれらを不開示とする決定（処分2）を行った。

これに対し、審査請求書の内容からすると、審査請求人は、処分1における本件対象保有個人情報の特定及び処分2における不開示決定の妥当性を争うものと解される。諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び処分2の不開示決定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 処分庁は、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12につき文書1-①ないし文書12-②に記録された保有個人情報を特定して一部開示し、外に請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12に該当する保有個人情報は保有していないとしている。

これに対し、審査請求書の内容からすると、審査請求人は、以下のとおり主張しているものと解される。

- i) 請求保有個人情報1につき、文書1-③の起案文書が開示されたが、供覧者・決裁者及び起案者の説明のメモ等の添付書類があるはずである。
- ii) 請求保有個人情報2につき、開示行政文書の送付状である文書2-⑥ないし文書2-⑩が開示されたが、外に行政文書名と枚数が記載された送付状があるはずである。
- iii) 請求保有個人情報4につき、近畿運輸局長宛ての親展文書である文書4-①及び文書4-②を近畿運輸局長に配布した記録があるはずで

ある。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を持  
定した経緯、審査請求人が主張する文書の保有の有無等について改めて  
確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報 1 は、平成 21 年 9 月 24 日付け近運総広第 7  
3 号（審査請求人からの別件審査請求について近畿運輸局長が審査  
庁に提出した弁明書）に関係する一切の書類等であり、処分庁は、  
審査庁から弁明書の提出を求められ、起案の上、提出するまでに作  
成、取得した文書 1-①ないし文書 1-④を特定した。このうち文  
書 1-③は、弁明書の起案文書であり、弁明書案及び弁明書（写  
し）がつづられているが、その外に審査請求人が主張するような添  
付書類は存在しない。この点について、処分庁が文書 1-③を作成  
した当時の担当者に確認したところ、弁明書案を作成するため下書  
きメモを作成したが、弁明書案を作成した後決裁に上げる前に廃棄  
したとの説明を受けている。

請求保有個人情報 1 について近畿運輸局が保有する文書は、文書  
1-①ないし文書 1-④が全てであり、その外に請求保有個人情報  
1 に該当する保有個人情報は保有していない。

イ 請求保有個人情報 2 は、審査請求人からの別件審査請求に対する  
「324 号裁決書」に係る処理状況の一切に関する書類等であり、  
処分庁は、審査庁から裁決書の送付を受けた後、審査請求人に 8 件  
の開示決定通知書に係る開示行政文書を送付するなどの処理をした  
一連の文書である文書 2-①ないし文書 2-⑮を特定した。

このうち文書 2-⑥ないし文書 2-⑩は、開示行政文書の送付状  
であるところ、審査請求人は、この外に行政文書名及び枚数が記載  
された送付状があるはずである旨主張している。しかしながら、送  
付状は文書 2-⑥ないし文書 2-⑩のみであり、これ以外の送付状  
は作成していない。なお、審査請求人の求める「行政文書名及び枚  
数」は、開示決定通知書に記載済みであり、開示行政文書の送付状  
に改めて記載することはない。

請求保有個人情報 2 について近畿運輸局が保有する文書は、文書 2  
-①ないし文書 2-⑮が全てであり、その外に請求保有個人情報 2  
に該当する保有個人情報は保有していない。

ウ 請求保有個人情報 4 は、審査請求人が近畿運輸局長宛てに送付した  
文書 2 件の受付から処理・取扱いについての一切の記録であり、処分  
庁は、2 件の文書と各受付簿である文書 4-①ないし文書 4-④を特  
定した。文書 4-①及び文書 4-②は、それぞれ総務部総務課で受付  
印を押印した上で、総務部長まで供覧されているが、近畿運輸局長に

配布した記録はない。

審査請求人は、近畿運輸局文書管理規則実施細則に「親展文書を受領したときは速やかにこれを名宛人に配布しなければならない」と規定されていることから、名宛人に配布した記録があるはずである旨主張するが、同細則には親展文書の配布に際してその記録を作成する旨の規定は設けられておらず、近畿運輸局長への配布記録は作成していない。

請求保有個人情報4について近畿運輸局が保有する文書は、文書4-①ないし文書4-④が全てであり、その外に請求保有個人情報4に該当する保有個人情報は保有していない。

エ その他、請求保有個人情報3、請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報12についても、近畿運輸局が保有する文書を全て特定しており、特定した文書3、文書5-①ないし文書12-②以外の文書は保有していない。

オ 念のため、処分庁に対し、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12が記録された文書を保有していないか確認するため、執務室、書架、机等の探索を指示したが、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12が記録された新たな文書は発見されなかった。

(3) 以下、検討する。

審査請求人が主張する i) 文書1-③の起案文書の添付書類、ii) 行政文書名及び枚数の記載された送付状、iii) 文書4-①及び文書4-②を近畿運輸局長に配布した記録はいずれも保有しておらず、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12が記録された文書は保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、近畿運輸局において、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 処分2の不開示処分の妥当性について

(1) 処分庁は、請求保有個人情報13ないし請求保有個人情報18及び請求保有個人情報21は保有しておらず、請求保有個人情報19及び請求保有個人情報20は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしてこれらを不開示とした。

これに対し、審査請求書の内容からすると、審査請求人は、以下のとおり主張しているものと解される。

i) 請求保有個人情報19につき、処分庁は、「行政機関情報公開法施

行状況調査・調査票」に個人情報が含まれていないとして不開示としたが、平成18年に開示請求した際には審査請求人の個人情報が記載された文書が開示されたので、同じ文書の開示を求める。

ii) 請求保有個人情報20につき、処分庁は、開示請求進行表に個人情報が含まれていないとして不開示としたが、請求受付番号、開示決定申出書受理日等で個人を特定できるものであるから、開示を求める。

iii) 請求保有個人情報21につき、不存在はあり得ない。

なお、審査請求人は、請求保有個人情報13及び請求保有個人情報18についても不服を申し立てているが、その内容を見ると、文書不存在を争うものではなく、不存在の理由について争うにすぎないものと解されるので、これらについては判断しない。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、請求保有個人情報19ないし請求保有個人情報21を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報19について

請求保有個人情報19は、「平成18年の折の開示請求関係書類では、処理関係が記載されている。それと同じもの。」であり、審査請求人の平成22年6月10日付け「補正通知書に係る回答について」（以下「補正通知書に係る回答書」という。）に当時の開示文書として「平成18年度行政機関情報公開法施行状況調査・調査票」（以下「調査票」という。）の写しが添付されていたので、処分庁は、これと同じ文書の開示を求めているものと判断し、調査票を特定した。そして、調査票には審査請求人に係る個人情報が含まれていないので、不開示とした。

審査請求人は、「平成18年に開示請求した際には審査請求人の個人情報が記載された文書が開示されたので、同じ文書の開示を求める。」旨主張し、審査請求書に平成18年当時の開示文書として調査票の外、「平成18年度開示請求手数料及び開示実施手数料実績」（以下「手数料実績」という。）及び「平成18年度行政文書の開示の実施方法等申出書受領簿」（以下「申出書受領簿」という。）の各写しを添付している。

そこで、情報公開・個人情報保護審査会からの依頼を受けて平成18年当時の開示文書について改めて調査したところ、平成18年に審査請求人が開示請求した際の行政文書開示請求書及び同開示決定通知書は既に保存期間満了により廃棄されていた。したがって、審査請求人の主張する手数料実績及び申出書受領簿が平成18年当時の開示文書に含まれていたかどうかは確認できなかった。

なお、手数料実績には審査請求人の個人情報は含まれていないが、

申出書受領簿には審査請求人の氏名等の個人情報に記載されている。  
また、申出書受領簿は近畿運輸局において保有している。

イ 請求保有個人情報 20 について

請求保有個人情報 20 は、「324号裁決書」に基づき審査請求人に開示行政文書を送付した8件に係る「省様式②開示請求進行表」（以下「進行表」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、8件の進行表を特定したが、審査請求人に係る個人情報は含まれていないとして不開示とした。

進行表は、開示請求案件ごとに開示請求の受付から開示の実施に至る一連の処理の進行状況を記録するものであり、審査請求人の主張する「請求受付番号」、「開示決定申出書受理日」等の記載はあるが、審査請求人に係る個人情報とは認められず、処分庁が不開示としたことは妥当と考える。

ウ 請求保有個人情報 21 について

請求保有個人情報 21 は、「文書 2-⑥ないし文書 2-⑩については、文書を全て送付すると明記している。全て開示。」というものである。文書 2-⑥ないし文書 2-⑩は、開示行政文書の送付状であり、処分庁は、本件開示請求書の補正を求めた際、審査請求人に対し、請求保有個人情報 2 の対象として開示する旨告げていたものである。その上で更に、審査請求人が請求保有個人情報 21 の開示を求めていることから、処分庁は、請求保有個人情報 21 は、送付状の原本の開示を求めているものと判断し、当該送付状の原本は審査請求人宛て送付済みで、保有していないため、不存在により不開示としたものである。

審査請求人は、審査請求書に「近畿運輸局に原本はあるはずである。」と記載していることからすると、処分庁の上記判断に誤りはなく、請求保有個人情報 21 について、審査請求人に送付済みで不存在であるとして不開示としたことは妥当と考える。

(3) 以下、検討する。

ア 請求保有個人情報 19 につき、処分庁は、調査票のみを特定したが、当審査会において諮問庁から補正通知書に係る回答書の提示を受けて確認したところ、審査請求人は、当該回答書に平成18年当時の開示文書として調査票の外に手数料実績及び申出書受領簿の各写しを添付し、手数料実績及び申出書受領簿の開示も求めていたことが認められる。これら各文書の内容や諮問庁が資料が廃棄済みのため平成18年当時の開示文書を確定できない旨説明するにとどまることを踏まえると、これら各文書が平成18年当時の開示実施文書に含まれていたこと、すなわち、本件請求保有個人情報 19 の「平成18年の折の開示

請求関係書類」に含まれるものであることは否定できない。

そして、調査票及び手数料実績については、諮問庁の説明のとおり審査請求人に係る個人情報に含まれていないが、申出書受領簿には審査請求人に係る個人情報が記載されており、諮問庁の説明によると、近畿運輸局において申出書受領簿（別紙の3に掲げる文書19）を保有しているということであるから、これに記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

イ 請求保有個人情報20につき、諮問庁は、進行表は審査請求人に係る個人情報とは認められない旨説明するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、進行表に記載された「請求受付番号」は、開示請求書に押印される受付印の番号と同一であり、また、進行表は開示請求書等の一連の開示請求関係文書とともに保管されているので、これら関係文書と照合することにより、進行表に係る開示請求者が誰であるかは容易に特定できることが認められた。そして、進行表に記載された請求書到達日、開示決定通知書発送日、開示決定申出書受領日等は、開示請求書がいつ行政機関に到達し、開示決定通知書がいつ開示請求者宛てに発送され、さらに開示決定申出書がいつ行政機関に受領されたかという情報であるから、開示請求者に係る個人情報であることは明らかである。

処分庁は、請求保有個人情報20について、「324号裁決書」に基づき審査請求人に開示行政文書を送付した8件の進行表（別紙の3に掲げる文書20）を特定したということであり、これらに記録された保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報と認められるので、改めて開示決定等をすべきである。

ウ 請求保有個人情報21については、本件開示請求書の補正の経緯、審査請求書の記載内容からすると、「送付状の原本の開示を求めるものであって、審査請求人に送付済みで不存在であるとして不開示としたことは妥当である。」旨の上記諮問庁の説明を首肯することができる。したがって、請求保有個人情報21を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、審査請求から諮問までに4年5か月余が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮

問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報 1 ないし請求保有個人情報 1 2 につき本件対象保有個人情報を特定して一部開示し、請求保有個人情報 1 3 ないし請求保有個人情報 1 8 及び請求保有個人情報 2 1 につきこれを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報 1 9 及び請求保有個人情報 2 0 につき審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした各決定については、近畿運輸局において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、近畿運輸局において審査請求人が開示を求める請求保有個人情報 2 1 を保有しているとは認められないので、請求保有個人情報 2 1 につき不開示としたことは妥当であるが、審査請求人が開示を求める請求保有個人情報 1 9 及び請求保有個人情報 2 0 については、別紙の 3 に掲げる文書に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

- 1 平成21年9月24日付き近運総広第73号に係る一切の書類等及び関連書類の一切等
- 2 平成22年3月10日付き国広情第324号に係る処理状況の一切に関する書類など
- 3 平成22年3月15日付けの総務課長A氏の文書に係る一切の文書
- 4 平成22年3月21日付け近畿運輸局長B様あて親展文書（国広情第324号の裁決書に係る行政文書の取り扱いについて（要求及び照会）・親展文書の取り扱いについて（お願い））2件の受付から処理・取り扱いについての一切の記録
- 5 平成22年3月15日付けの総務課A総務課長の文書では「お送りいただいている郵便為替証書現金化し郵送に必要な分を郵便切手に換え」とある。これに係る一切の関係書類
- 6 郵便為替証書の換金についての一切の書類
- 7 申出書に係る送付に要する費用の精算書
- 8 平成22年3月21日付け近畿運輸局長B様あて2通の文書の正規に処理をしてほしい旨申し出を無視した関係書類。及び送付した封筒
- 9 法令に基づかないで切手を、近畿運輸局が負担すると、権限のない総務課長名で文書を送りつけてきた関係書類
- 10 2009年1月21日付けの切手に交換しているが、弁明書に付記（切手の送付がないため不服申立ての棄却を求めている）や、今回まで放置した理由などの関係書類。及び、交換金額より多くの切手が使用されているが、その受払い関係書類。誰の権限で誰に何時、どの様な理由で切手を渡したかわかる書類等
- 11 一緒に送付の場合は、現金書留で送ると明記している。なぜこの方法をしなかったのか分かる関係書類一切
- 12 文書2の⑨における、為替換金し切手購入は、500円切手と110円切手を購入した領収書となっている。送付の切手は500円と90円が貼られている。110円切手はどのようになっているのか（20円が不明）関係書類
- 13 総務課長に近畿運輸局が送付分の不足料金を負担する権限等の一切の根拠文書等一切の開示
- 14 為替証書を誰がどのように管理していたのか。近畿運輸局のどの規定に基づくものか。明確な関係記録
- 15 換金された費用は、どの様に現在まで処理されていたか。局長以外が保留し続けたのであれば、その根拠規定
- 16 近運総広第52号と53号について、情報公開の担当と一緒に処理

できる権限はない。申出を無視するよう指示した者など、これに係る一切の関係書類

- 17 弁明書は起案文書7枚ほか2枚の9枚ではない。関係者のメモ
- 18 8件の中の開示実施手数料の収入印紙を貼っている。この消印日の分かるものの一切の書類
- 19 平成18年の折の開示請求関係書類では、処理関係が記載されている。それと同じもの。
- 20 8件の文書の開示に当たる、省様式②開示請求進行表（8件とも）の一切の開示（主務課分も含む）
- 21 文書2-⑥ないし文書2-⑩については、文書を全て送付すると明記している。全て開示。

## 2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1-① 「弁明書の提出について」（国広情第136号）
- 文書1-② 受付簿（総広第91号）
- 文書1-③ 起案文書（近運総広第73号）
- 文書1-④ 押印記録簿（近運総広第73号）
- 文書2-① 「裁決書の謄本について（送付）」（国広情第324号の3）
- 文書2-② 受付簿（総広第203号）
- 文書2-③ 「反論書」（総広第131号）
- 文書2-④ 受付簿（総広第131号）
- 文書2-⑤ 伺い文書起案（「未発送となっている8件の開示文書の送付方法について」）
- 文書2-⑥ 「平成19年7月23日付け近運総広第52号，同53号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」（22.3.26）
- 文書2-⑦ 「平成19年9月5日付け近運総広第76号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」（22.3.26）
- 文書2-⑧ 「平成19年10月11日付け近運総広第86号，同87号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」（22.3.26）
- 文書2-⑨ 「平成19年10月29日付け近運総広第96号，同97号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」（22.3.26）
- 文書2-⑩ 「平成19年11月6日付け近運総広第101号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」（22.3.26）

- 文書 2 - ⑪ 起案文書 (近運総広第 1 4 8 号)
- 文書 2 - ⑫ 押印記録簿 (近運総広第 1 4 8 号)
- 文書 2 - ⑬ 起案文書 (近運総広第 1 1 8 号)
- 文書 2 - ⑭ 押印記録簿 (近運総広第 1 1 8 号)
- 文書 2 - ⑮ 送付に要する費用処理表
- 文書 3 伺い文書起案「未発送となっている 8 件の開示文書の送付方法について」(文書 2 - ⑤に同じ)
- 文書 4 - ① 「親展文書の取り扱いについて(お願い)」
- 文書 4 - ② 「国広情第 3 2 4 号の裁決書に係る行政文書の取り扱いについて(要求及び照会)」
- 文書 4 - ③ 受付簿(総広第 2 0 5 号)(文書 2 - ②に同じ)
- 文書 4 - ④ 受付簿(総広第 2 0 6 号)(文書 2 - ②に同じ)
- 文書 5 - ① 起案文書(近運総広第 1 4 8 号)(文書 2 - ⑪に同じ)
- 文書 5 - ② 押印記録簿(近運総広第 1 4 8 号)(文書 2 - ⑫に同じ)
- 文書 5 - ③ 起案文書(近運総広第 1 1 8 号)(文書 2 - ⑬に同じ)
- 文書 5 - ④ 押印記録簿(近運総広第 1 1 8 号)(文書 2 - ⑭に同じ)
- 文書 5 - ⑤ 送付に要する費用処理表(文書 2 - ⑮に同じ)
- 文書 6 - ① 起案文書(近運総広第 1 4 8 号)(文書 2 - ⑪に同じ)
- 文書 6 - ② 押印記録簿(近運総広第 1 4 8 号)(文書 2 - ⑫に同じ)
- 文書 6 - ③ 起案文書(近運総広第 1 1 8 号)(文書 2 - ⑬に同じ)
- 文書 6 - ④ 押印記録簿(近運総広第 1 1 8 号)(文書 2 - ⑭に同じ)
- 文書 6 - ⑤ 送付に要する費用処理表(文書 2 - ⑮に同じ)
- 文書 7 送付に要する費用処理表(文書 2 - ⑩に同じ)
- 文書 8 - ① 「親展文書の取り扱いについて(お願い)」(文書 4 - ①と同じ)
- 文書 8 - ② 「国広情第 3 2 4 号の裁決書に係る行政文書の取り扱いについて(要求及び照会)」(文書 4 - ②に同じ)
- 文書 8 - ③ 受付簿(総広第 2 0 5 号)(文書 2 - ②に同じ)
- 文書 8 - ④ 受付簿(総広第 2 0 6 号)(文書 2 - ②に同じ)
- 文書 9 伺い文書起案(「未発送となっている 8 件の開示文書の送付方法について」)(文書 2 - ⑤に同じ)
- 文書 1 0 - ① 起案文書(近運総広第 1 1 8 号)(文書 2 - ⑩に同じ)
- 文書 1 0 - ② 送付に要する費用処理表(文書 2 - ⑮に同じ)
- 文書 1 1 - ① 伺い文書起案「未発送となっている 8 件の開示文書の送付方法について」(文書 3 - ①に同じ)
- 文書 1 1 - ② 「国広情第 3 2 4 号の裁決書に係る行政文書の取り扱いについて(要求及び照会)」(文書 5 - ②に同じ)
- 文書 1 2 - ① 「平成 1 9 年 1 0 月 2 9 日付け近運総広第 9 6 号, 同 9

7号の行政文書開示決定通知書に係る開示行政文書について」(22.3.26)(文書2-⑨に同じ)  
文書12-② 伺い文書起案(「未発送となっている8件の開示文書の送付方法について」)(文書2-⑤に同じ)

- 3 改めて開示決定等をすべき保有個人情報記録された文書  
文書19 平成18年度行政文書の開示の実施方法等申出書受領簿  
文書20 8件の省様式②開示請求進行表